

議案第23号 説明資料

幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○幕別町普通河川管理条例 (平成12年 3月24日 条例第2号)					○幕別町普通河川管理条例 (平成12年 3月24日 条例第2号)				
第1条～第26条 略					第1条～第26条 略				
別表 (第21条関係)					別表 (第21条関係)				
1 略					1 略				
2 土石採取料その他の河川産物採取料					2 土石採取料その他の河川産物採取料				
番号	区分	単位	単価	摘要	番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1立方メートル	136円50銭		1	土砂	1立方メートル	140円40銭	
2	砂	ル	168円		2	砂	ル	172円80銭	
3	切込砂利		168円		3	切込砂利		172円80銭	
4	砂利		168円	栗石を含む。	4	砂利		172円80銭	栗石を含む。
5	玉石		220円50銭		5	玉石		226円80銭	
6	転石		934円50銭		6	転石		961円20銭	
7	芝草	1平方メートル	52円50銭		7	芝草	1平方メートル	54円	
8	木杭	1束	105円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内	8	木杭	1束	108円	胴径 30センチメートル 元口径 4センチメートル以内 長さ 1.2メートル以内
9	粗朶		63円	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル	9	粗朶		64円80銭	胴径 30センチメートル 長さ 3.5メートル
10	帯梢	1束 (25本)	105円	1本につき 元口径3センチメートル 長さ 3.5メートル	10	帯梢	1束 (25本)	108円	1本につき 元口径3センチメートル 長さ 3.5メートル

現 行 条 例

11	凍氷	100キログラ	52円50銭	
12	雑草	ム	73円50銭	
13	その他		時価	

備考 略

3 流水占用料(年額)

番号	区分	単位	期間	単価	摘要	
1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	359,100円	鉱工業営業に必要な一切の用水	
2	汽かん冷却用水			67,200円		
3	農産物加工用水			33,600円		農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
4	魚族養殖用水			99,750円		
5	鉱泉水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。	
6	その他の用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	67,200円		

備考 1～3 略

改 正 条 例

11	凍氷	100キログラ	54円	
12	雑草	ム	75円60銭	
13	その他		時価	

備考 略

3 流水占用料(年額)

番号	区分	単位	期間	単価	摘要	
1	鉱工業用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	369,360円	鉱工業営業に必要な一切の用水	
2	汽かん冷却用水			69,120円		
3	農産物加工用水			34,560円		農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
4	魚族養殖用水			102,600円		
5	鉱泉水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。	
6	その他の用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	69,120円		

備考 1～3 略